２　免許申請者が特定失効者又は法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次の各号に掲げる検査、講習又は教育を受けたものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［一～四　略］

五　法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）　第三十八条第十八項に規定する高齢者講習終了証明書

［六・七　略］

第十八条の二　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十八項に規定する証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

［略］	［略］	［略］

２　［略］

（申請により付与又は変更する免許の条件等）

第十八条の六　法第九十一条の二第一項の内閣府令で定める条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を次の各号のいずれかに該当するものに限定する条件とする。

一　次のイ及びロに掲げる装置（ＡＴ機構がとられている自動車以外の自動車にあつては、イに掲げる装置）の性能に関し、先進安全技術の性能認定実施要領（平成三十年国土交通省告示第五百四十四号。以下この号において「実施要領」という。）第三条の認定が行われた普通自動車

［イ・ロ　略］

二　［略］

２　［略］

（免許証の更新の申請等）

第二十九条　［１～３　略］

４　更新申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、更新申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　令第三十七条の六第一号に掲げる者　第三十八条第十八項に規定する高齢者講習終了証明書

［二～九　略］

［5～9　略］

２　［同上］

［一～四　同上］

五　法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）　第三十八条第十七項に規定する高齢者講習終了証明書

［六・七　同上］

第十八条の二　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十七項に規定する証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

［同上］	［同上］	［同上］

２　［同上］

（申請により付与又は変更する免許の条件等）

第十八条の六　［同上］

一　次のイ及びロに掲げる装置（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「ＡＴ機構」という。）がとられている自動車以外の自動車にあつては、イに掲げる装置）の性能に関し、先進安全技術の性能認定実施要領（平成三十年国土交通省告示第五百四十四号。以下この号において「実施要領」という。）第三条の認定が行われた普通自動車

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

２　［同上］

（免許証の更新の申請等）

第二十九条　［１～３　同上］

４　［同上］

一　令第三十七条の六第一号に掲げる者　第三十八条第十七項に規定する高齢者講習終了証明書

［二～九　同上］

［5～9　同上］